

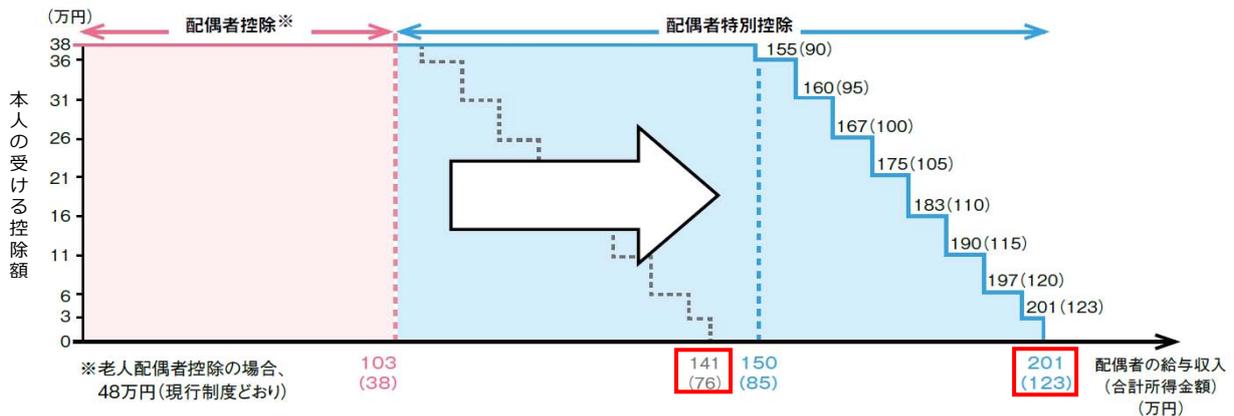
配偶者（特別）控除が変わります！

- ①控除対象となる配偶者の範囲が拡大されました。
- ②納税者本人が高所得者である場合の配偶者控除が廃止・縮減されました。

（控除対象となる配偶者の範囲の拡大）

- 控除対象となる配偶者の範囲について、配偶者の給与収入金額の上限が141万円から201万円（合計所得金額ベースでは76万円から123万円）に拡大されました。

（例）納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）



（納税者本人が高所得者である場合の配偶者控除の廃止等）

- 納税者本人が高所得者である場合の配偶者控除が廃止・縮減され、配偶者（特別）控除の控除額は、納税者本人と配偶者の給与収入金額（合計所得金額）に応じて、以下のとおりとなりました。

配偶者の給与収入（合計所得金額） → （単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除*	配偶者特別控除									
	～103 （～38）	～150 （～85）	～155 （～90）	～160 （～95）	～167 （～100）	～175 （～105）	～183 （～110）	～190 （～115）	～197 （～120）	～201 （～123）	201～ （123～）
～1,120 （～900）	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 （～950）	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 （～1,000）	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ （1,000～）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。